地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年6月8日

横浜市契約事務受任者 横浜市中区長 小林 英二

- 1 契約の概要 新山下橋(上流側)の伸縮装置(L=10.5m)の取替工事
- 2 履行(納品)場所 横浜市中区新山下1丁目3番地先
- 3 契約日 令和4年3月10日
- 4 履行日又は履行期間 令和4年6月30日
- 5 契約金額 ¥12,100,000.-
- 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市港北区北新横浜2-5-11 横浜化工建設株式会社 代表取締役 鈴木 啓文
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は、市道山下町第39号線の橋梁接続部の伸縮装置が破損したため緊急修理を 行うものであり、構造上、早急に伸縮装置の取替を行わないと通行車両が重大な事 故を引き起こすおそれがあるため。

8 契約の相手方の選定理由

伸縮装置の専門業者である横浜化工建設株式会社は、平成 27 年 4 月に同橋の別の伸縮装置が破損した際に補修を行った実績があり、橋梁の構造及び現地の交通事情に精通しているため、同業者を選定した。

9 所管課中区中土木事務所